

UBS地球温暖化対応関連株ファンド 愛称:クールアース

追加型投信／内外／株式



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

〈照会先〉

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号: 03-5293-3700(営業日の9:00～17:00)

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

◎ 委託会社の情報

設立／1996年4月1日（ユービーエス投資顧問株式会社設立）
資本金／22億円（2020年2月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額／8,226億円（2020年2月末現在）

- ・ 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続きを行います。
- ・ 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBS地球温暖化対応関連株ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年5月20日に関東財務局長に提出しており、2020年5月21日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 地球温暖化防止に関連した、革新的な技術力を持つ世界各国の株式に投資を行います。

- ・ 2007年6月に開催されたハイリゲンダム・サミットにおいて「2050年までに温暖化ガスの排出量を半減することを検討する」ことで日米欧が合意したように、地球温暖化は21世紀最大のテーマであり、大きなビジネスチャンスが生まれようとしています。
- ・ このような革新的な技術を持つ企業には、新しい企業や新興国の企業もあります。その成長性を享受するために、ポートフォリオの一部を新規公開株や新興国株に投資を行う場合があります。

■「地球温暖化」とは

温暖化ガス*の増加により、地球上の平均気温が高くなっています。

* 温暖化ガス: 温室効果を引き起こす気体の総称。二酸化炭素、代替フロン、メタン、亜酸化窒素など

■温暖化の進行で今後想定される「環境変化」

各地で異常気象が発生	世界的な食糧難	生態系が乱れ、絶滅種が増える
健康への脅威	経済的な損失	

出所: IPCC第2作業部会の第4次評価報告書およびスターン・レビューをもとにUBSアセット・マネジメント株式会社にて作成

2 地球温暖化防止をテーマとして①再生エネルギー、②省エネルギー、③温暖化ガス削減に関連する企業の株式に投資を行います。

- ・ 再生エネルギーに関連する企業とは、温暖化ガスの発生が少ない太陽光・風力・水力・地熱など自然からもたらされるエネルギーを有効に活用するための技術を有する企業をいいます。
- ・ 省エネルギーに関連する企業とは、エネルギー利用の効率化を図り、省エネルギーを促進する技術を有する企業をいいます。
- ・ 温暖化ガス削減に関連する企業とは、排出される温暖化ガスを回収・貯蓄する等の技術を有する企業をいいます。

■地球温暖化対応で注目される「3つのテーマ」

再生エネルギー	省エネルギー	温暖化ガス削減
バイオ燃料／水力／太陽熱／地熱／太陽光／風力	熱電供給／省エネ装置／照明／自動車／冷暖房・換気／軽量化／交通インフラ／保温・断熱	温暖化ガス回収・貯留技術／低炭素エネルギー供給

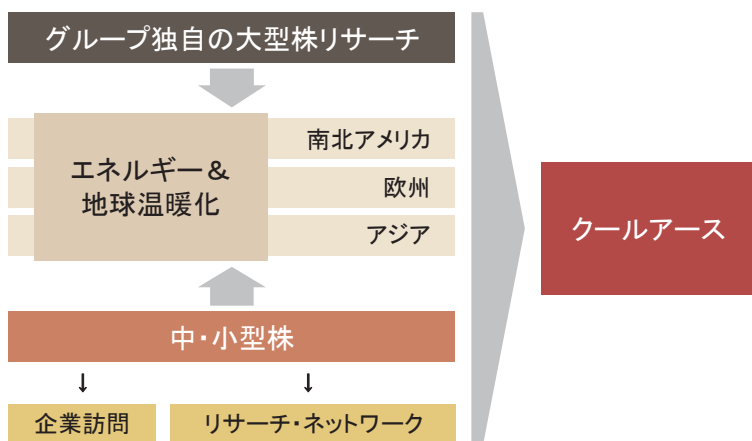
3 環境関連投資に豊富な経験と実績のあるUBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。

[マザーファンドの運用指図に関する権限の委託]

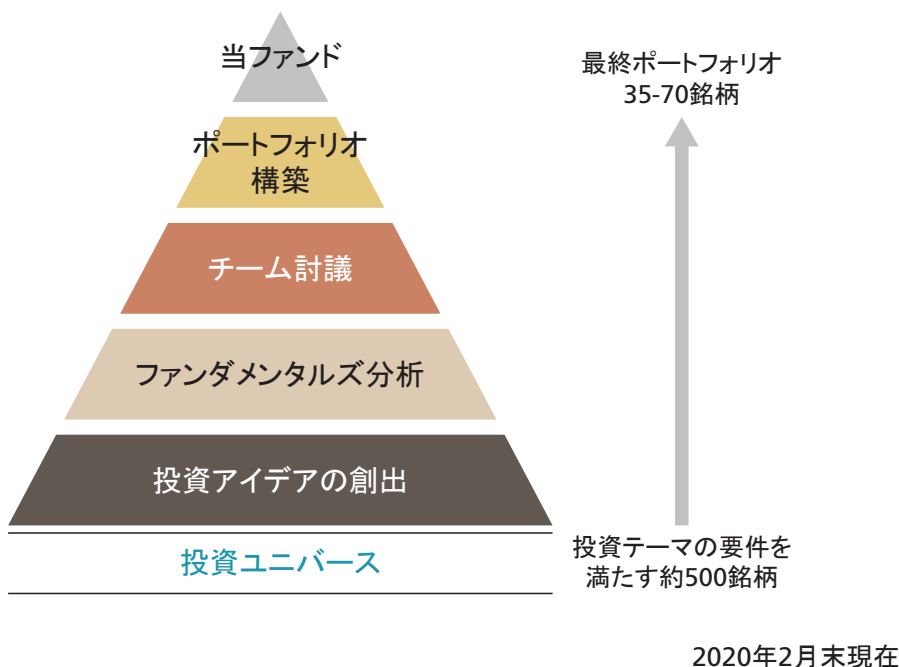
- ・委託する範囲：有価証券等および通貨の運用
- ・委託先名称：UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク
(UBS Asset Management (Americas) Inc.)

[UBSのリサーチ基盤]



- ・大型株リサーチと中・小型株リサーチのノウハウの融合による相乗効果
- ・企業訪問は、調査対象企業のみならず、調査対象企業の顧客、同業他社、仕入先なども調査。

◎ 運用プロセス



◎ ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



◎ 分配方針

毎決算時(毎年8月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

◎ 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
新株引受権証券等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の20%以内とします。
投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の転換社債等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 主なリスク

・ 株式の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。また、新興国の株式（新規公開株を含みます。）に投資した場合の株価変動は、先進国に比べて大きくなる傾向があります。

・ 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

・ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

・ 信用リスク

発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は株式の価格下落の要因のひとつであり、基準価額の下落の要因のひとつとなります。

・ 流動性リスク

市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

・ 大量解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【分配金に関する留意点】

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスク管理体制

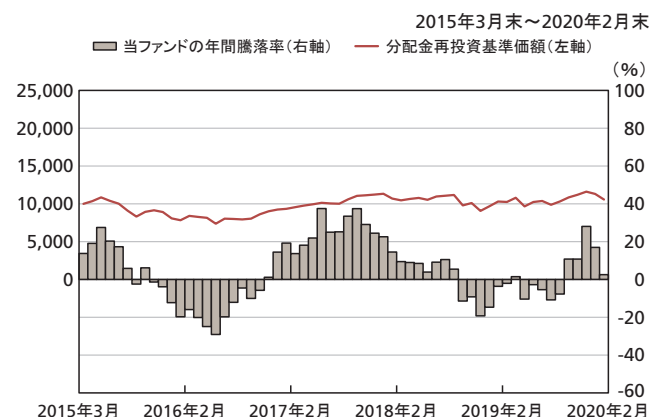
委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

(参考情報)

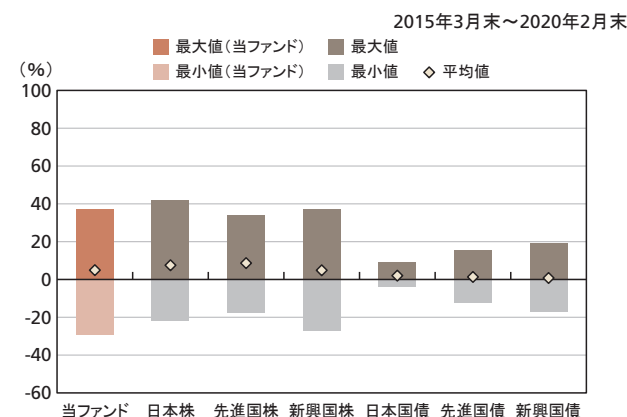
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年3月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	37.5	41.9	34.1	37.2	9.3	15.3	19.3
最小値	△ 29.1	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	4.9	7.5	8.6	4.9	2.0	1.3	0.8

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2020年2月28日現在)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2015年8月	0円
2016年8月	0円
2017年8月	0円
2018年8月	0円
2019年8月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況 (2020年2月28日現在)

組入上位10銘柄

銘柄名	国/地域	業種	投資比率
1 AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	4.83%
2 MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.51%
3 ECOLAB INC	アメリカ	素材	4.17%
4 SAP SE	ドイツ	ソフトウェア・サービス	4.10%
5 TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	台湾	半導体・半導体製造装置	3.52%
6 TRIMBLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.91%
7 GUANGDONG INVESTMENT LTD	香港	公益事業	2.85%
8 JONES LANG LASALLE INC	アメリカ	不動産	2.72%
9 EDP RENOVAVEIS SA	スペイン	公益事業	2.68%
10 西日本旅客鉄道	日本	陸運業	2.66%

国/地域別投資比率

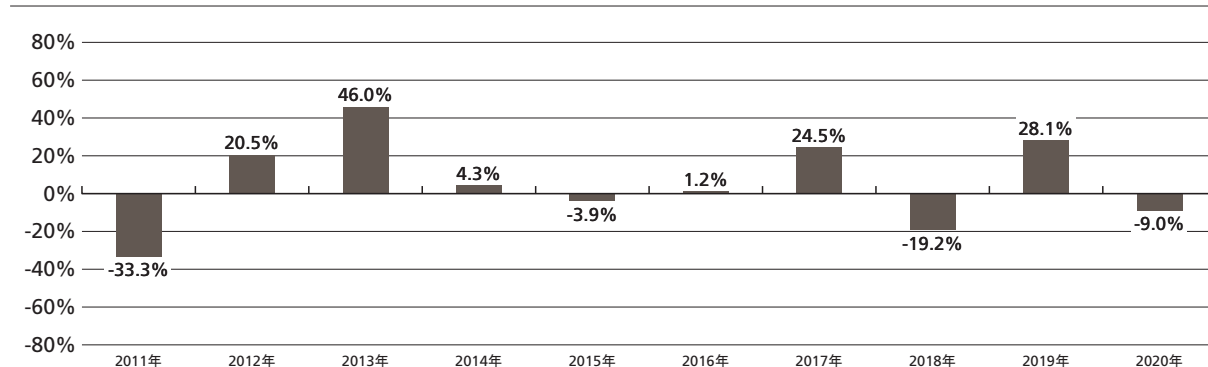
国/地域	投資比率
1 アメリカ	44.80%
2 ドイツ	8.87%
3 日本	8.10%
4 台湾	5.31%
5 韓国	5.08%
6 香港	3.89%
7 スペイン	2.68%
8 スイス	2.63%
9 イギリス	2.32%
10 フィンランド	2.24%
その他の国/地域	12.80%
現金・預金・その他の資産	1.27%
合計	100.00%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.45%組入れております。

業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率
株式	国内	化学	1.66%
		機械	3.77%
		陸運業	2.66%
		エネルギー	5.83%
		素材	9.08%
		資本財	20.13%
		商業・専門サービス	3.09%
		自動車・自動車部品	3.39%
		小売	6.67%
		不動産	2.72%
		ソフトウェア・サービス	9.61%
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10.39%
		公益事業	8.48%
		半導体・半導体製造装置	9.57%
投資証券	—	—	1.66%
合計			98.73%

年間収益率の推移 (2020年2月28日現在)



※2020年は年初から2月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2020年5月21日から2020年11月20日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取り消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金申込の受付けを中止することおよび既に受付けた購入・換金申込を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2007年8月31日設定)
繰上償還	純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として毎年8月20日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時(毎年8月)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

【ファンドの費用】

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3% (税抜3.0%) 以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して 年率1.837% (税抜年率1.67%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.80% 委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.80% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.07% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
	その他の費用・ 手数料	マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
		諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用
		監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
		印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
		実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用
		売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
		保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

【税金】

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2020年2月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注) 20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、年間80万円の非課税投資枠(「ジュニアNISA」)の適用を受けることができます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

